

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめ定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」 - H25.9.28 から施行 - 第一章総則より）

### (2) いじめに関する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そしていじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめの対応策を行う具体的な組織

生徒指導委員会の業務内容にいじめの防止、対策を他の業務と区別して特記し、生徒指導委員会で基本的な対応を行う。また重大、深刻ないじめが起こったときには校長、教頭、教務主任、各学部主事、生徒指導主任、教育支援部主任、情報主任、寮務主任、養護教諭を招集し拡大委員会を開き、その対応について話し合うこととする。

### (2) 学部会での情報交換及び共通理解

学部の状況、生徒の実態、内容の軽重等の必要に応じて全教職員で配慮を要する児童生徒について、現状や指導についての情報交換、及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取り組み

### (1) 自他を尊重する教育の充実

- ①児童生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ②児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の涵養<sup>かんよう</sup>を図る。

### (2) 相談体制の整備

すべての職員が児童生徒からの声に耳を傾け、児童生徒一人ひとりの理解に努める。

### (3) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

生徒指導部、情報係が連携し、児童生徒の携帯電話、インターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### 4 いじめ早期発見のための取り組み

##### (1) 学校における早期発見のための取り組み

学級担任、教科担当及び関係する全職員が、児童生徒の些細な変化にも気を配り、必要に応じて定期的な面談やアンケート調査等をとおして実態把握に努め、異変を感じたり、いじめに関する情報を得た場合は、互いに連絡報告相談し早期発見に努める。またそのことを全学校職員で情報を共有するよう努める。

##### (2) 保護者や地域、関係機関との連携

児童生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図り、家庭内、学校での様子を互いに把握し合うよう努める。そして保護者からの相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。さらに必要に応じて児童デイサービス、地域の関係各課、教育委員会、近隣学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

#### 5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の確認をする。

(2) いじめの事実が確認された場合は、速やかにその対応を協議する。また重大、深刻ないじめであると判断した場合は、前述した関係者に連絡し拡大委員会を招集する。

(3) いじめをやめさせ、再発を防止するために、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署と連携して対処する。

#### 6 重大事態への対応

##### (1) 重大事態の定義

① いじめにより児童生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合。

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

③ 児童生徒の保護者から「いじめられて重大事態にいたった」と申し立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」第5章重大事態への対処より）

##### (2) 重大事態への対応

① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議のうえ、当該事実に対応する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明白にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切に取る。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

注）平成25年10月11日「いじめの防止等のための基本方針」の策定（文部科学省）

平成29年3月14日「いじめの防止等のための基本方針」の策定 最終改定（文部科学省）